

2026年 ディスクロージャー誌

DISCLOSURE

2026



信用組合 横浜華銀

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況(令和7年度第74期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

信用組合横浜華銀は、地域の皆さまに本当に役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

令和8年7月
信用組合 横浜華銀
理事長 善如寺 秀幸

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和27年12月／県知事より認可を得て営業を開始
- 昭和29年5月／名称を信用組合横浜華銀に変更
- 昭和38年11月／横浜手形交換所に交換加盟
- 昭和48年5月／組合員資格を「中国人(元中国人を含む)」に拡大
- 昭和56年3月／預金積金残高が50億円を突破
- 昭和56年5月／組合員資格を「中国人(元中国人を含む)と親族関係(内縁関係を含む)にある日本人でも組合員となることを妨げない」に拡大
- 昭和56年9月／営業所2階に電算室を新設し事務の電算化
- 昭和60年5月／SKK第2次オンラインシステムに加盟
- 昭和61年3月／預金積金残高が100億円を突破
- 平成3年5月／SKK第3次オンラインシステムに移行
- 平成11年5月／SKKポスト第3次オンラインスタート
- 平成15年7月／組合員資格を「この組合の趣旨及び目的に賛同する者及び当該者が代表者となっている法人は組合員となることを妨げない」に拡大
- 平成19年5月／SKK第5次オンラインスタート
- 平成27年5月／SKK第6次オンラインスタート
- 令和元年8月／組合員資格を「地区内に転居することが確実と見込まれる者を組合員となることを妨げない」に拡大
- 令和5年5月／SKK第7次オンラインスタート

事業方針

■基本方針

当組合は、地域のみならず金融の利便を図り、公共性と健全経営を堅持し、以って地域社会の繁栄に貢献する事を基本としています。

■経営方針

貸出金の慎重審査、不良債権の発生防止、諸経費の削減等、堅実経営に徹します。

《当組合の経営姿勢と考え方》

当組合は、経営の健全性向上に全力を傾注し、協同組織金融機関として相互扶助の重要性を十分認識して、地域密着、組合員から愛され、信頼される組合を目指しています。

令和7年度 経営環境・事業概況

横浜華銀は、地域の皆さまと信頼関係を構築しながら、円滑な資金供給と質の高い金融サービスの提供に努め、地域経済の発展に貢献する金融機関を目指しております。

昨年は局地的豪雨による浸水被害や土砂災害、大規模な山林火災が発生し、各地で甚大な被害が生じるなど、自然の脅威を目の当たりにする一年でしたが、2月にはミラノ・コルティナ冬季五輪が開催され、日本の選手が多くのメダルを獲得するなど、日本中が歓喜に沸きました。

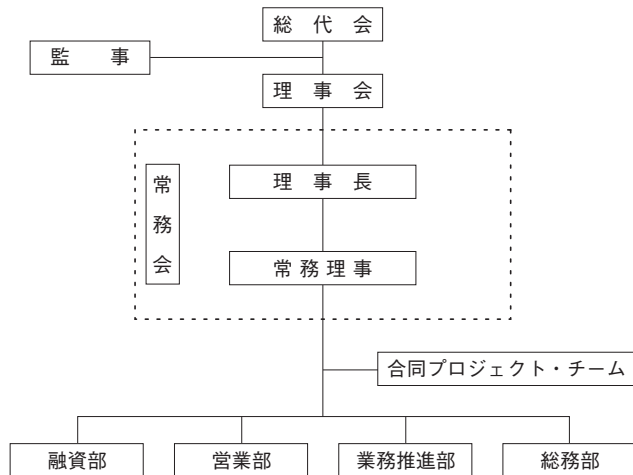
経済環境では10月に高市政権が発足し、「強い経済を実現」に向けて、総合経済対策が策定されましたが、米国による関税政策による影響や中東情勢の不透明化が重なり、物価の高騰や人手不足への対応が大きくなる一方、インバウンド需要や設備投資の回復など、景気の持ち直しに向けた前向きな動きも見られ、地域経済の活性化への期待もこれまで以上に重要視されております。

金融環境では長らく続いた低金利環境から変化が見られ、日本銀行は12月の金融政策決定会合で政策金利を30年ぶりの水準となる0.75%に引き上げるなど、金利の動向に関心が高まるなか、金融市場は大きな転換期を迎えております。また、昨今の高度化したサイバー犯罪への対応は、社会インフラに直接かつ波及的に被害を与える重大なリスクであり、サイバーセキュリティの重要性が一段と高まっているなど、金融機関に求められる役割も一層多様化しております。

当期末の業務は、預金残高13,688百万円(前期比232百万円、1.72%増)、貸出金残高11,356百万円(前期比437百万円、4.00%増)となりました。

経常利益は199百万円、業務純益は185百万円を計上して、当期純利益は140百万円となりました。

金融機関の経営体質の健全性や安全性をあらわす重要な指標である自己資本比率は、当期末36.07%となり、国内基準の4%を大幅に上回り高い健全性、安全性を維持しております。出資配当率は5%の配当を行い組合員へ収益の還元を致します。



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

理事長／善如寺秀幸	常務理事／草留 春夫	常務理事／楊 昭玲
常勤理事／王 文鋒		
理事／譚 敬伸(※)	理事／佐々木太郎(※)	理事／方 均(※)
理事／鄭 尊仁(※)	理事／翁 秋光(※)	理事／竹本 清(※)
理事／周 富新(※)	理事／林 訓一(※)	理事／林 隆裕(※)
理事／藤井 敏弘(※)		
監事／古賀金志朗	監事／渡辺 忠峰	監事／陳 久美子

注)当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員の推移

区分	令和6年度末	令和7年度末
個人	2,361	2,369
法人	269	269
合計	2,630	2,638

総代会について

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員同士の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の経済的地位の向上を目的としております。また、地域社会への貢献も求められることから、株主の利益が優先される銀行と比較すると、より公共性が高い協同組織の金融機関といえます。

組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営等に参加することとなります。しかし、当組合では組合員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当組合では組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、決算、事業計画、理事・監事の選任等の重要事項を議決する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、組合員一人一人の意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選任された総代により運営されます。

■総代の選出方法、任期、定数 等

- ・総代の選任は定款の定めにしたがい、各地区から公平に選任されることとなります。
- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は100人以上120人以内です。なお、令和8年3月31日現在の総代数は111人で、組合員数は2,638人です。

■総代会の決議事項等の議事概要

第74期通常総代会の報告

令和8年6月26日に開催した第74期通常総代会において下記事項が付議され、何れも原案通り承認可決した。

決議事項

第1号議案	令和7年度事業報告の件
第2号議案	令和7年度計算書類等承認の件
第3号議案	令和8年度事業計画及び収支予算案承認の件
第4号議案	退職役員に対する退職慰労金支給に関する件
第5号議案	任期満了に伴う理事の改選に関する件

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合の営業地域は、神奈川県全域となっておりますが主に横浜中華街を中心とした華僑、華人社会に根差した地域金融機関であり、地域の皆様に金融の利便を図り、公共性と健全経営を堅持し、地域社会の繁栄に貢献する事を基本としています。

地域で集めた資金は、地域で利用していただくため融資を主にっており、融資が困難な場合には県保証協会を利用し柔軟に対応しております。

窓口には中国語の話せる職員を配置し、お客様で日本語が理解出来ない場合には中国語で対応するなどお客様の不安を取り除き安心感から信頼関係を築く営業スタンスを行っております。

横浜中華街における各種団体のイベントや会合に出席するなど地域と密接な関係を保ち、地域密着型金融機関として地域の皆様のお役に立つよう努めております。

取引先への支援状況等

地域の金融機関として相互扶助精神に基づき、長期的な取引関係により得られた情報を基に、取引先企業の事業価値を見極め、迅速な資金供給の支援を行っております。地域を担う若い世代や新しい世代が新たな事業や暮らしを始めるにあたり相談に乗る事や、創業・新事業支援に関しては、神奈川県内の制度融資等の利用を行っております。

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は、平成25年3月に終了しましたが、貸出条件の変更等の申込みには、引き続き窓口等でも柔軟に対応する態勢を整備しております。

地域サービスの充実

情報提供活動

当組合では、営業内容をディスクロージャー誌にて開示し店頭に備え置きをしております。

苦情相談窓口

当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるようお取引に係る苦情、相談等を受け付けておりますのでお気軽にご利用ください。
(電話番号 045-681-7328)

文化的・社会的貢献に関する活動

横浜中華街「街づくり」団体連合協議会の会員として、毎月開催される定例会に参加しております。定例会では、地域全体の活性化、持続的な成長の具体化を検討しており、地域の一員として情報集積を活性化し持続的な地域への貢献をしております。

令和7年4月から令和8年3月までの取組事項

○中華街の景観や安全性に関する問題と解決

道路上に設置された違法看板やビラの配布等、中華街に相応しくない業種の進出等の問題点の提議を行っております。

○迷惑行為の撲滅に対する取組み

強引な客引きや不当なビラの配り、ゴミの不法投棄、放置自転車等の問題は、中華街においての迷惑行為となり、撲滅を目的とした啓発活動がありました。加賀町警察署による合同パトロール等が実施されております。

○来街者からの苦情・相談

中華街の来街者から寄せられた苦情を定例会にて報告し、対象店舗の代表者に伝え、改善を促す活動を行っております。

○春節・媽祖誕・關帝誕・国慶節・双十節等の行事の協力

預金を通じた地域貢献

普通預金を始めとする、貯蓄預金等の流動性預金と、貯蓄性のある定期預金、定期積金等の定期性預金の商品提供を行い顧客のライフプラン形成のお役に立つよう努めております。

事業者においては、夜間金庫等を通じて事業決済の利便性を備える普通預金の利用により事業の一助となるよう預金を通じて地域の方々のお役に立つよう努めております。

融資を通じた地域貢献

○貸出金の利用状況

当組合は法人向け融資 47億 8,789千円
個人向け融資 66億47,260千円のご利用をいただいております。

○貸出金使途の利用状況

当組合は設備資金 108億75,796千円
運転資金 4億80,254千円のご利用をいただいております。

○神奈川県信用保証協会の利用状況

当組合は 44,800千円のご利用をいただいております。

マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行っております。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに神奈川県警察の指導により、当組合では、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月制定
信用組合 横浜華銀

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

当組合では、お客様からの苦情・相談等にお応えするために、苦情等相談窓口を設置しております。

当組合業務に関してお困りのことや、苦情・相談がございましたら、下記窓口までご連絡なくお申し出ください。

苦情・相談等受付窓口 総務部 電話番号 045-681-7328

また、苦情等のお申し出は当組合窓口の他、下記機関でも受け付けております。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)

上記の弁護士会にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合相談窓口またはしんくみ相談所までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

企業の社会的責任(CSR)について

当組合ではCSR活動の取組みとして、地域に密着した貢献活動に取組んでいます。当組合と地域社会が共に健全な発展をめざし、企業市民としての自覚と責任から社会に働きかけていきます。地域においての活動は、横浜中華街「街づくり」団体連合協議会の会員としての定例会に参加し、今後の街の発展のために当組合が社会貢献ができる体制をとっております。振り込め詐欺被害防止には、加賀町警察署が開催する加賀町金融機関防犯連絡会へ参加し、振り込め詐欺防犯指導員の講習を受け、地域の皆さまが振り込め詐欺の被害に遭わないように努めて参ります。

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
(負債の部)	令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	13,456,044	13,688,257
当 座 預 金	72,953	39,533
普 通 預 金	7,441,281	7,388,025
貯 蓄 預 金	50,293	53,632
定 期 預 金	5,104,827	5,373,161
定 期 積 金	751,044	801,458
そ の 他 の 預 金	35,644	32,445
そ の 他 負 債	82,022	110,479
未 決 済 為 替 借	3,206	3,375
未 払 費 用	3,721	13,781
給 付 補 填 備 金	974	1,585
未 払 法 人 税 等	59,704	79,148
職 員 預 り 金	3,882	3,153
リ ー ス 債 務	7,435	5,789
そ の 他 の 負 債	3,097	3,645
退 職 給 付 引 当 金	76,766	82,428
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	149	149
偶 発 損 失 引 当 金	14	12
負 債 の 部 合 計	13,614,997	13,881,328
(純資産の部)		
出 資 金	239,989	242,538
普 通 出 資 金	239,989	242,538
利 益 剰 余 金	3,141,183	3,269,840
利 益 準 備 金	250,000	250,000
その他利益剰余金	2,891,183	3,019,840
特 別 積 立 金	2,756,546	2,864,146
(退職給与積立金)	(73,823)	(141,423)
当期末処分剰余金	134,637	155,694
組 合 員 勘 定 合 計	3,381,172	3,512,378
純 資 産 の 部 合 計	3,381,172	3,512,378
負債及び純資産の部合計	16,996,169	17,393,707

貸借対照表の注記事項

9. 貸出金のうち、破綻先債権額は10円、延滞債権額は10円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行なった部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のいから亦までに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
10. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
11. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は54百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
12. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54百万円であります。なお、9から12に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
13. 有形固定資産の減価償却累計額 121百万円
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 4百万円
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 0円
16. 当座貸越契約及び貸付金に係るコットメントライズ契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、0円であります。このうち契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが0円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
17. 出資1口当たりの純資産額は14,481円76銭
18. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
19. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。
20. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。
21. 担保に提供している資産は、公金取扱いのためにその他の資産50万円、為替取引のため預け金500百万円、特殊当座借越のため預け金300百万円を、担保として提供しております。

経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	389,885	444,173
資金運用収益	356,644	386,663
貸出金利息	341,737	360,541
預け金利息	11,686	22,874
有価証券利息配当金	113	140
その他の受入利息	3,107	3,107
役務取引等収益	18,641	28,471
受入為替手数料	5,596	5,642
その他の役務収益	13,045	22,829
その他業務収益	10,244	12,235
その他の業務収益	10,244	12,235
その他経常収益	4,355	16,802
償却債権取立益	4,200	16,800
その他の経常収益	155	2
経 常 費 用	224,898	244,372
資金調達費用	11,484	32,480
預金利息	10,776	31,353
給付補填備金繰入額	682	1,111
その他の支払利息	25	15
役務取引等費用	25,777	23,198
支払為替手数料	1,810	1,755
その他の役務費用	23,967	21,442
その他業務費用	—	50
その他の業務費用	—	50
経 費	173,590	184,919
人 件 費	126,627	132,281
物 件 費	44,657	50,356
税 金	2,305	2,281
その他経常費用	14,045	3,723
貸倒引当金繰入額	583	1,308
その他の経常費用	13,462	2,414
経 常 利 益	164,987	199,800
特 別 利 益	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	—	—
固定資産処分損	—	—
税引前当期純利益	164,987	199,800
法人税、住民税及び事業税	50,653	60,657
法人税等調整額	3,765	△1,493
法人税等合計	54,419	59,164
当期純利益	110,567	140,636
繰越金(当期首残高)	10,657	12,657
退職給与積立金取崩額	13,411	2,400
当期末処分剰余金	134,637	155,694

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当りの当期純利益 583円87銭

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	18,641	28,471
受入為替手数料	5,596	5,642
その他の受入手数料	13,036	22,819
その他の役務取引等収益	9	9
役 務 取 引 等 費 用	25,777	23,198
支払為替手数料	1,810	1,755
その他の支払手数料	20	7
その他の役務取引等費用	23,947	21,434

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	134,637	155,694
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	121,979	142,043
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	11,979	12,043
	(年5.0%の割合)	(年5.0%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特 別 積 立 金	110,000	130,000
(退職給与積立金)	(70,000)	(20,000)
繰越金(当期末残高)	12,657	13,650

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	356,644	386,663
資金調達費用	11,484	32,480
資 金 運 用 収 支	345,159	354,182
役務取引等収益	18,641	28,471
役務取引等費用	25,777	23,198
役 務 取 引 等 収 支	△7,135	5,273
その他業務収益	10,244	12,235
その他業務費用	—	50
そ の 他 の 業 務 収 支	10,244	12,185
業 務 粗 利 益	348,267	371,641
業 務 粗 利 益 率	2.09 %	2.23 %
業 務 純 益	174,093	185,412
実 質 業 務 純 益	174,677	186,721
コ ア 業 務 純 益	174,677	186,721
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	174,677	186,721

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	126,627	132,281
報酬給料手当	107,541	107,619
退職給付費用	1,029	6,980
そ の 他	18,056	17,681
物 件 費	44,657	50,356
事 務 費	26,254	30,848
固 定 資 産 費	6,472	7,479
事 業 費	3,944	4,205
人 事 厚 生 費	1,293	1,104
有形固定資産償却	4,841	4,784
無形固定資産償却	—	—
そ の 他	1,851	1,933
税 金	2,305	2,281
経 費 合 計	173,590	184,919

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	29,194	30,019
支 払 利 息 の 増 減	3,044	20,996

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	3,369	3,500
うち、出資金及び資本剰余金の額	239	242
うち、利益剰余金の額	3,141	3,269
うち、外部流出予定額(△)	11	12
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	32	34
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	32	34
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,401	3,534
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	0
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	31
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	31
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	3,401	3,502
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	7,651	9,133
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	535	576
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	8,186	9,710
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	41.55%	36.07%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	319,290	320,580	364,390	389,885	444,173
経 常 利 益	96,396	103,542	135,787	164,987	199,800
当 期 純 利 益	70,058	75,356	120,293	10,657	140,636
預 金 積 金 残 高	12,563,818	12,762,975	13,828,941	13,456,044	13,688,257
貸 出 金 残 高	10,352,208	10,362,187	10,717,755	10,919,032	11,356,050
有 価 証 券 残 高	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
総 資 産 額	16,586,931	16,086,377	17,278,839	16,996,169	17,393,707
純 資 産 額	3,105,142	3,168,458	3,281,612	3,381,172	3,512,378
自己資本比率(単体)	42.84 %	43.44 %	39.97 %	41.55 %	36.07 %
出 資 総 額	234,800	234,497	239,080	239,989	242,538
出 資 総 口 数	234,800 □	234,497 □	239,080 □	239,989 □	242,538 □
出資に対する配当金	11,737	11,723	11,916	11,979	12,043
職 員 数	12 人	12 人	12 人	10 人	9 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	令和6年度	16,595 百万円	356,644 千円	2.14 %
	令和7年度	16,644	386,663	2.32
	う ち 令和6年度	10,909	341,737	3.13
	貸 出 金 令和7年度	11,590	360,541	3.11
	う ち 令和6年度	5,572	11,686	0.20
	預 け 金 令和7年度	4,940	22,874	0.46
	う ち 令和6年度	1	113	10.27
資 金 調 達 勘 定	有 価 証 券 令和7年度	1	140	12.72
	令和6年度	13,512	11,484	0.08
	令和7年度	13,397	32,480	0.24
	う ち 令和6年度	13,504	11,458	0.08
	預 金 積 金 令和7年度	13,387	32,465	0.24
	う ち 令和6年度	—	—	—
	譲 渡 性 預 金 令和7年度	—	—	—
う ち 借 用 金	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	10	12
その他業務収益合計	10	12

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.97	1.17
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.65	0.82

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回 (a)	2.14	2.32
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.36	1.62
総 資 金 利 鞘 (a-b)	0.78	0.70

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末)	81.14	82.96
	(期中平均)	80.78	86.57
預 証 率	(期 末)	0.00	0.00
	(期中平均)	0.00	0.00

(注) 1. 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$ 2. 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	13,456	13,688
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	10,919	11,356

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
職 員 1 人 当 り の 預 金 残 高	1,345	1,520
職 員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	1,091	1,261

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

有価証券の時価等情報

市場価格のない株式等

(単位:百万円)

	令和6年度 貸借対照表計上額	令和7年度 貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	1	1
合 計	1	1

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	7,681	56.9	7,400	55.3
定 期 性 預 金	5,794	42.9	5,963	44.5
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	28	0.2	24	0.2
合 計	13,504	100.0	13,387	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	9,867	73.3	9,727	71.1
法 人	3,588	26.7	3,961	28.9
一 般 法 人	3,585	26.6	3,960	28.9
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	3	0.0	1	0.0
合 計	13,456	100.0	13,688	100.0

財形貯蓄残高

該当項目には残高がありません

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	5,098	5,366
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	6	6
合 計	5,104	5,373

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	—	—	—	—
証 書 貸 付	10,904	100.0	11,587	100.0
当 座 貸 越	4	0.0	3	0.0
割 引 手 形	—	—	—	—
合 計	10,909	100.0	11,590	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
株 式	1	100.0	1	100.0
外 国 証 券	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	1	100.0	1	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
地 方 債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
短 期 社 債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
社 債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
株 式	令和6年度末	—	—	—	1
	令和7年度末	—	—	—	1
外 国 証 券	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
その他の証券	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
合 計	令和6年度末	—	—	—	1
	令和7年度末	—	—	—	1

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和6年度末	3	0.0	—
	令和7年度末	2	0.0	—
有 価 証 券	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
動 産	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
不 動 産	令和6年度末	10,515	98.3	—
	令和7年度末	11,238	99.0	—
そ の 他	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
小 計	令和6年度末	10,518	98.3	—
	令和7年度末	11,241	99.0	—
信用保証協会・信用保険	令和6年度末	54	0.6	—
	令和7年度末	44	0.4	—
保 証	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
信 用	令和6年度末	346	1.1	—
	令和7年度末	69	0.6	—
合 計	令和6年度末	10,919	100.0	—
	令和7年度末	11,356	100.0	—

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 貸 出	54	44
変 動 金 利 貸 出	10,864	11,311
合 計	10,919	11,356

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	3	0.1	2	0.1
住 宅 ロ ー ン	5,716	99.9	5,141	99.9
合 計	5,719	100.0	5,144	100.0

資金運用

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	21	0.2	20	0.2
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	11	0.1	10	0.1
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	769	7.1	1,446	12.7
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	1,026	9.4	1,003	8.8
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿 泊 業	80	0.7	126	1.1
飲 食 業	1,776	16.3	1,800	15.9
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—
その他のサービス	19	0.2	301	2.7
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	3,706	33.9	4,708	41.5
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,212	66.1	6,647	58.5
合 計	10,919	100.0	11,356	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	410	3.8	480	4.2
設 備 資 金	10,508	96.2	10,875	95.8
合 計	10,919	100.0	11,356	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	32	0	34	1
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
貸 倒 引 当 金 合 計	32	0	34	1

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
危 険 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権	令和6年度	55	55	0	100.30	0.00
	令和7年度	54	54	0	100.30	0.00
	三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和6年度	55	0	100.30	0.00
		令和7年度	54	0	100.30	0.00
小 計	令和6年度	55	55	0	100.30	0.00
	令和7年度	54	54	0	100.30	0.00
正 常 債 権	令和6年度	10,873				
	令和7年度	11,310				
合 計	令和6年度	10,928				
	令和7年度	11,364				

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10.金額は決算後(償却後)の計数です。

法令遵守の体制

社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行にあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に反することのない公正な業務運営と、金融の自由により金融機関はますます多様化し複雑化しており、それに伴う信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど信用組合の抱えるさまざまなリスクも増大し、各種リスクを従来以上の的確に把握、分析し厳正に管理して健全性の確保を経営の最重要課題として捉えています。

●法令遵守体制

コンプライアンスを遵守した業務運営に取り組んでおります。

信用組合横浜華銀倫理綱領

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

(1)信用組合横浜華銀は、信用組合の相互扶助精神のもと、社会的責任と公共性使命を十分認識し、常に健全経営に徹することにより、中小零細事業者および勤労者の金融の円滑化に努めます。

(2)信用組合横浜華銀は、常に顧客へのサービスの向上に努めることにより、地域の経済、社会生活の健全な発展に貢献します。

2. 信頼の確保

(1)信用組合横浜華銀は、常に各種法令や社会的規範を遵守し、清い倫理感を備えた企業市民として行動する。

(2)信用組合横浜華銀は、誠実・公正な行動により、社会・顧客からの信頼の確保に努めます。

3. 経営のディスクロージャーとコミュニケーションの充実

信用組合横浜華銀は、経営情報の公正な開示をはじめとして、常に地域社会、組合員、ならびに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営の充実を実践します。

4. 反社会的勢力との対決

信用組合横浜華銀は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に対して、断固として立ち向かい、これを排除します。

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	信用組合 横浜華銀
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	242百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

(注)当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合では、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより、自己資本の充実度に関しては、自己資本比率は国内基準である4%に対し、36.07%(令和7年度末現在)と大幅に上回っており、経営の健全性及び安全性が十分に図られていると評価しております。また、将来の自己資本の充実策については、毎年度策定する収支予算並びに事業計画に基づいた業務運営により、そこから得られる利益による資本の積み上げを、第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の諸事情により、貸出金の元本や利息が回収できなくなるリスクで信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産・負債及びオフバランス取引の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクである。
管理体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の5原則に則り、貸出資産の健全化・良質化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう、役職員に理解と諸規程に基づき厳正な審査体制を構築し、信用リスク管理を徹底しています。
評価・計測	当組合では、信用リスクの評価は、特定顧客・業種に偏ることのないよう客観的な審査をし、小口多数取引によるリスクの分散を行い、個別案件ごとの審査のほか、自己責任原則のもと適正な資産の自己査定を実施しております。

■貸倒引当金の計算基準

信用コストである貸倒引当金は、「償却・引当基準」に基づき自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先債権及び要注意先債権については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、正常先債権及び要注意先債権に係る一般貸倒引当金の合計額が、税法で定められた繰上率を乗じて算出する額に満たない場合は、税法で容認される限度額を繰り入れております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先・実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保及び一般担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。それぞれの査定結果に基づいて適正な償却・引当を行い、員外監事の監査を受け、適正な計上並びに健全性の確保に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当組合は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定は、経済協力開発機構(OECD)のカントリー・リスク・スコアに対応した信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを適用しております。

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当組合は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定は、経済協力開発機構(OECD)のカントリー・リスク・スコアに対応した信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを適用しております。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経営内容

●証券化エクスポージャーに関する事項

当組合では、証券化取引を行っておりません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と認識しています。
管理体制	当組合では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考慮、管理体制や管理方法に関するリスク管理の規程をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。
評価・計測	リスクの計測に関しては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しては、合同プロジェクトチームにおいて協議・検討するとともに、必要に応じて常務会に報告し、常務会より理事会に報告する態勢を整備しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 基礎的手法を採用	

●出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合等への出資金が該当します。
管理体制	当組合は、有価証券を運用する考えはありません。出資等株式エクスポージャーについては全国信用協同組合連合会出資金、(株)商工組合中央金庫、信組情報サービス(株)のみを保有しております。
評価・計測	当組合が現在保有している全国信用協同組合連合会出資金、(株)商工組合中央金庫、信組情報サービス(株)は市場価格が存在していないことから、購入価格をそのまま貸借対照表に計上しております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	当組合においては、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動及び将来の収益性に対する影響の双方に定期的な計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。
評価・計測	一定の金利ショックを想定した場合の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度等、合同プロジェクトチームで協議検討するとともに、必要に応じて常務会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要 金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。 ・計測手法 預貸金は「金利ラダー計算方式」、有価証券は「内部計算方式」 ・コア預金 対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等) 算定方法：①過去5年の最低残高、 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、 ③現残高の50%相当額、 以上3つのうち最小の額を上限 満期：5年以内(平均2.5年) ・金利感応資産・負債 預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債 ・金利ショック幅 99%タイル又は1%タイル値 ・リスク計測の頻度 月次(前月末基準)	

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	304	292	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	76	84
3	スティープ化	286	261		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	304	292	76	84
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,503		3,401	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営内容

資料編

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…P.6をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.11をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	7,651	306	9,133	365
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	7,651	306	9,133	365
(i) ソブリン向け	3	0	3	0
(ii) 金融機関向け	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,121	44
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	798	31	754	30
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	165	6	146	5
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	6,183	247	6,730	269
自己居住用不動産等向け	2,203	68	1,970	78
賃貸用不動産向け	3,827	153	4,441	177
事業用不動産関連向け	152	6	319	12
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(viii) 延滞等向け	306	12	81	3
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	35	1	—	—
(x) 株式等	1	0	1	0
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	112	4
(xiv) その他	157	6	181	7
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	535	21	576	23
BI	—	—	—	—
BIC	—	—	—	—
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	8,186	327	9,710	388

- (注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
- 2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
- 4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 5.「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には取立未済手形が含まれます。
- 6.当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- 7.当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- 8.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	10,919	11,356	—	—	—	—	—	—	—	—
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		10,919	11,356	—	—	—	—	—	—	—	—
製 造 業		21	20	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		11	10	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		769	1,446	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業		1,026	1,003	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		80	126	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		1,776	1,800	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		19	301	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		7,212	6,647	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		10,919	11,356	—	—	—	—	—	—	—	—
1 年 以 下		6,083	5,652	—	—	—	—	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		783	898	—	—	—	—	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		504	620	—	—	—	—	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		478	570	—	—	—	—	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		649	809	—	—	—	—	—	—		
10 年 超		2,415	2,800	—	—	—	—	—	—		
期間の定めのないもの		3	2	—	—	—	—	—	—		
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		10,919	11,356	—	—	—	—	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.9をご参照ください。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

該当事項なし

経営内容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値(%)	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスク・アセットの額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金	157	124	—	—	157	124	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,599	5,609	—	—	5,599	5,609	—	—	1,119	1,121	20	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	578	887	—	—	578	887	—	—	492	754	85	85
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	223	197	—	—	223	197	—	—	165	146	74	74
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	10,017	10,179	—	—	10,017	10,179	—	—	6,304	6,730	63	66
自己居住用不動産等向け	5,601	5,124	—	—	5,601	5,124	—	—	2,185	1,970	39	38
賃貸用不動産向け	4,236	4,679	—	—	4,236	4,679	—	—	3,966	4,441	94	95
事業用不動産関連向け	179	375	—	—	179	375	—	—	152	319	85	85
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	55	54	—	—	55	54	—	—	82	81	150	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	10	2	—	—	10	2	—	—	2	0	20	20
信用保証協会等による保証付	54	44	—	—	54	44	—	—	3	3	7	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	1	1	—	—	1	1	—	—	1	1	100	130
合 計	16,697	17,102	—	—	16,697	17,102	—	—	8,171	8,840	—	—

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経営内容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	令和6年度	157	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	124	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	5,599	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	5,609	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定貸付債権向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	508	389	1,882	—	143	—	1,426	—	229	878	—	133	—
	令和7年度	0	—	—	622	392	1,832	—	79	—	1,187	—	235	640	—	186	—
自己居住用不動産等向け	令和6年度	—	—	—	508	389	1,754	—	—	—	1,426	—	—	878	—	—	—
	令和7年度	0	—	—	622	392	1,612	—	—	—	1,187	—	—	640	—	—	—
賃貸用不動産向け	令和6年度	—	—	—	—	—	127	—	143	—	—	—	229	—	—	133	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	219	—	79	—	—	—	235	—	—	186	—
事業用不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	令和6年度	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	令和6年度	18	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	14	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	令和6年度	179	35	—	6,118	389	1,882	—	143	—	1,426	—	229	878	—	133	—
	令和7年度	142	30	—	6,234	392	1,832	—	79	—	1,187	—	235	640	—	186	—

経営内容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
現金	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	157
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	124
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,599
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,609
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	令和6年度	—	—	—	578	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	578
	令和7年度	—	—	—	887	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	887
特定貸付債権向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	—	220	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	223
	令和7年度	—	194	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	197
トランザクター向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	令和6年度	642	233	—	179	—	149	—	3,219	—	—	—	—	—	—	—	10,017
	令和7年度	670	90	—	375	—	—	—	3,868	—	—	—	—	—	—	—	10,179
自己居住用不動産等向け	令和6年度	642	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,601
	令和7年度	670	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,124
賃貸用不動産向け	令和6年度	—	233	—	—	—	149	—	3,219	—	—	—	—	—	—	—	4,236
	令和7年度	—	90	—	—	—	—	—	3,868	—	—	—	—	—	—	—	4,679
事業用不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	179	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	179
	令和7年度	—	—	—	375	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	375
その他不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	—	—	—	55
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	—	—	—	54
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
信用保証協会等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
合 計	令和6年度	642	453	—	758	—	149	1	3,219	—	—	—	55	—	—	—	16,697
	令和7年度	670	285	—	1,263	—	—	—	3,868	—	—	1	54	—	—	—	17,102

経営内容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値(%)		資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40%未満	8,746	8,710	—	—	—	—	8,746	8,710
40%～70%	3,310	2,919	—	—	—	—	3,310	2,919
75%	453	285	—	—	—	—	453	285
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	758	1,263	—	—	—	—	758	1,263
90%～100%	484	—	—	—	—	—	484	—
105%～130%	3,219	3,869	—	—	—	—	3,219	3,869
150%	55	54	—	—	—	—	55	54
250%	—	—	—	—	—	—	—	—
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	17,028	17,102	—	—	—	—	17,028	17,102

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3	2	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	113	113	113	113
合 計	113	113	113	113

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月27日
信用組合 横浜華銀
理事長 善如寺 秀幸

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区 分		令和6年度末		令和7年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	8,907	10,189	8,076	9,514
	他の金融機関から	11,969	7,400	12,153	8,674
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当していません。

店舗一覧表(事務所の名称・所在地) (自動機器設置状況)(令和8年7月現在)

店 名	住 所	電 話	CD・ATM
本 店	〒231-0023 横浜市中区山下町154番地	045-681-7328	2台

地区一覧

神奈川県全域

トピックス

令和7年4月11日 出資金の金額を変更登記
令和7年6月20日 第73期通常総代会の開催

地域密着型金融の取組み状況

地域活性化につながる多様なサービスの提供

●文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

横浜中華街「街づくり」団体連合協議会の会員として、毎月開催される定例会に参加しております。定例会では、横浜セントラルタウン(横浜中華街、元町・山手、山下公園通り、関内、馬車道)の5地区が協力し、地域全体の活性化に繋げ、持続的な成長の具体化を検討しており、地域の一員として情報集積を活性化し持続的な地域への貢献をしています。

●地域貢献に資する預金・融資商品の提供

地域密着金融として当組合は、普通預金を始め、定期積金、定期預金等の商品を提供し、地域の方々の資金ニーズに合った取組を行なっております。地域で資金が必要とされている中小零細事業者や勤労者、住民にマイホームローン、事業性資金等の商品を提供し地域貢献を行っております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位: 先数、%)

期初債務者数 (A)					経営改善 支援取組み率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
うち経営改善支援取組み先 (α)							
		αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数 (β)	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先 (γ)	αのうち再生計画を 策定した先数 (δ)			
2	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和7年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

中小企業の経営支援に関する取組方針

取引先からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、取引先の事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応いたします。貸付条件変更等の申込みに際しては、他の金融機関等と連携を図りながら、円滑な資金供給と取引先の経営改善に向けた取組への積極的な支援を実施いたします。取引先の抱える問題や課題に対しては、取引先の立場に立ち最適な解決策の提案が出来るよう、取引先と一緒に考え取組んでいきます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は役職員で得られた地域の情報を全員で共有・活用して、近隣地域の中小零細事業者及び勤労者の資金ニーズに適時・適切に対応し、保証協会及びプロパーで応じる態勢を取っております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

当組合は中小企業の経営支援及び経営改善の取組みを促進するため、外部機関との連携を活用できるよう努めております。

●創業・新規事業開拓の支援

当組合の営業基盤である地域は飲食店が中心となっており、新規事業開拓のニーズは少ないが、創業支援についてはプロパー融資及び保証協会、しんくみ保証等の活用で顧客の要望や条件に合わせて対応しております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

地域の活性化に関する取組み状況

当組合は地域密着により、顧客から得られた情報を活用し、顧客の資金ニーズに対応しておりますが、顧客相談やコンサルティング機能の向上に一層高めていく必要性から「外部機関」である商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等との意見交換に今後も参加し、連携を強化して地域活性化に努めます。

オープンAPIを実施しない信組の公表方針

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通りといたします。

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当組合での顧客の接点は、Face to Faceが中心であることを鑑み、電子決済と代行業者との連携及び協働は実施いたしません。

実施する場合は、改めてご案内いたします。

以上

平成30年3月1日制定
信用組合 横浜華銀

その他業務

手数料一覧

(令和8年7月1日現在)

種 類			料 金
振込	窓口扱い	現金	5万円未満 770 円
			5万円以上 990 円
		非組合員 口座振替	5万円未満 660 円
			5万円以上 880 円
		組合員 口座振替	5万円未満 550 円
	ATM扱い	現金 10万円以内	5万円以上 770 円
			5万円未満 550 円
		非組合員 他行カード	5万円以上 660 円
			5万円未満 440 円
		非組合員 当組合カード	5万円以上 330 円
送金	他行	現金	5万円未満 220 円
			5万円以上 440 円
		組合員 当組合カード	5万円未満 110 円
			5万円以上 220 円
		他行カードによるATM振込	5万円以上 220 円
	普通扱	電信扱	770 円
			550 円
		普通扱	2,200 円
			880 円
		その他	660 円
その他	代金取立手数料	送金・振込の粗戻料	660 円
			2,200 円
		国外より送金小切手取立	1,100 円
			660 円
		取立手形店頭呈示料	1,100 円
	各種証明書発行手数料	各種証明書発行手数料	660 円
			2,200 円
		英文残高証明発行手数料	2,200 円
			2,200 円
		手作成の残高証明発行手数料	2,200 円
融資	融資(用紙代)	両替機での両替は、両替の枚数(硬貨+紙幣)が1枚から500枚までは400円とし、以降500枚ごとに400円加算する。	550 円
			5,500 円
		夜間金庫使用料 (月額1口座)	3,300 円
			330 円
		夜間金庫専用入金帳 1冊50枚	330 円
	不動産担保取扱	株式払込手数料 (払込10万円毎)	330 円
			2,200 円
		融資(用紙代)	33,000 円
			5,500 円
		一部繰上返済等融資条件変更	5,500 円
融資	融資(用紙代)	全額繰上返済	5,500 円
			16,500 円
		全額繰上返済手数料 他行へ出向く場合	返済額の2%
			2,200 円
		約定期間以外の一部繰上げ及び全額繰上げ返済(法人のみ)	2,200 円
	両替手数料	両替機での両替は、両替の枚数(硬貨+紙幣)が1枚から500枚までは400円とし、以降500枚ごとに400円加算する。	550 円
			5,500 円
		店頭両替は1枚から1000枚まで1,100円とし、以降1000枚ごとに1,100円を加算する。	550 円
			550 円
		1枚から100枚	無料
融資	融資(用紙代)	硬貨取扱手数料	550 円
			550 円
		101枚から500枚 (組合員は500枚まで無料)	550 円
			550 円
		501枚以降500枚ごとに550円加算	550 円
	CD・ATM手数料(払戻1回につき)	当組合カード	0 円
			0 円
		提携先金融機関	0 円
			0 円
		その他	110 円

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。
なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ごあいさつ	2	31. その他業務収益の内訳	7	59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	9
【概況・組織】		32. 経費の内訳	5	金融再生法開示債権の保全・引当状況	9
1. 事業方針	2	33. 総資産経常利益率	7	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
2. 事業の組織	2	34. 総資産当期純利益率	7	(2) 危険債権	
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	2	【預金に関する指標】		(3) 三月以上延滞債権	
4. 会計監査人の氏名又は名称	該当なし	35. 預金種目別平均残高	8	(4) 貸出条件緩和債権	
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	18	36. 預金者別預金残高	8	(5) 正常債権	
6. 自動機器設置状況	18	37. 財形貯蓄残高	8	60. 自己資本充実状況(自己資本比率明細)	6
7. 地区一覧	18	38. 職員1人当り預金残高	7	61. 有価証券・金銭の信託等の評価	7
8. 組合員数	2	39. 1店舗当り預金残高	7	62. 外貨建資産残高	該当なし
9. 子会社の状況	該当なし	40. 定期預金種類別残高	8	63. オフバランス取引の状況	該当なし
【主要事業内容】		【貸出金等に関する指標】		64. 先物取引の時価情報	該当なし
10. 主要な事業の内容	20	41. 貸出金種類別平均残高	8	65. オプション取引の時価情報	該当なし
11. 信用組合の代理業者	取扱いなし	42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	8	66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	9
【業務に関する事項】		43. 貸出金利区分別残高	8	67. 貸出金償却の額	9
12. 事業の概況	2	44. 貸出金使途別残高	9	68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	** 18
13. 経常収益	7	45. 貸出金業種別残高・構成比	9	69. 会計監査人による監査	** 18
14. 業務純益等	5	46. 預貸率(期末・期中平均)	7	【その他の業務】	
15. 経常利益	7	47. 消費者ローン・住宅ローン残高	8	70. 内国為替取扱実績	18
16. 当期純利益	7	48. 代理貸付残高の内訳	該当なし	71. 外国為替取扱実績	該当なし
17. 出資総額・出資総口数	7	49. 職員1人当り貸出金残高	7	72. 公共債密販実績	該当なし
18. 純資産額	7	50. 1店舗当り貸出金残高	7	73. 公共債引受額	該当なし
19. 総資産額	7	【有価証券に関する指標】		74. 手数料一覧	20
20. 預金積金残高	7	51. 商品有価証券の種類別平均残高	取扱いなし	【その他】	
21. 貸出金残高	7	52. 有価証券の種類別平均残高	8	75. トピックス	18
22. 有価証券残高	7	53. 有価証券種類別残存期間別残高	8	76. 当組合の考え方	2
23. 単体自己資本比率	7	54. 預証率(期末・期中平均)	7	77. 沿革・歩み	2
24. 出資配当金	7	【経営管理体制に関する事項】		78. 継続企業の前提の重要な疑義	該当なし
25. 職員数	7	55. 法令遵守の体制	10	79. 総代会について	** 2
【主要業務に関する指標】		56. リスク管理体制	10.11	80. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針	19
26. 業務粗利益及び業務粗利益率	5	資料編	12.13.14.15.16.17	【地域貢献に関する事項】	
27. 資金運用収支・役務取引等収支及びその他の業務収支	5	57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	3	81. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)	** 3
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高・利息・利回り・資金利権	7	【財産の状況】		82. 地域密着型金融の取組み状況	** 18
29. 受取利息・支払利息の増減	5	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	** 4.5	83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	** 19
30. 役務取引の状況	5			84. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	** 19



信用組合 横浜華銀

〒231-0023 横浜市中区山下町154番地

TEL:045-681-7328 FAX:045-681-7200

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形等の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 代理業務

全国信用協同組合連合会の代理貸付業務

(ニ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ホ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務